台風 13 号に伴い被災された東北電力管轄内及び東京電力管轄地域にお住まいのお客さま に対する電気料金の特別措置について

台風 13 号に伴う災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。 当社は、このたびの台風の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の うち、お申し出いただいたすべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させて いただきます。

災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。 昨日時点での特別措置の対象地域については、下記となります。

<対象の地域>

災害救助法の適用地域

・台風 13 号に伴う災害

【福島県】いわき市・南相馬市

【茨城県】日立市・高萩市・北茨城市

【千葉県】茂原市・鴨川市・山武市・大網白里市・長生郡睦沢町・長生郡長柄町 ・長生郡長南町・夷隅郡大多喜町

※対象の市町村は、当社確認時点で災害救助法の適用となった市町村および隣接市町村となり、 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村および その隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

・特別処置の内容

① 支払期日の1ヵ月延長

・2023 年 8 月分※、9 月分、10 月分、および 11 月分の電気料金について、支払期日 (支払い義務発生日の翌日から 30 日目)を 1 ヵ月間延長いたします。

※8月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

② 不使用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月 分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2024 年 3 月末日までの間は、復 旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

・特別処置の申込み方法

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL: 0570-011-663

営業時間:10 時~17 時 30 分(夏季・年末年始・土日祝を除く)